

工事名：那覇ふ頭泊地(-9.0m)浚渫工事(R8-1)

質問内容	<p>1. 週休二日の補正值(労務、機械賃料、共通仮設費、現場管理費)をご教示願います。</p> <p>2. 攪拌混合のセメントは『普通ポルトランド フレコン(1t 袋)』の物価本(積算資料)沖縄単価を採用していますか。</p> <p>3. 『単12号 浚渫土除塵』諸雑費率の%と対象項目をご教示願います。</p> <p>4. 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)対象外項目がございましたらご教示願います。</p> <p>5. 産廃処分費について、実際と異なる場合変更協議可能ですか。</p> <p>6. 船団の構成に変更(グラブ浚渫船D5m3が県内に在航しない場合)が生じる場合は変更可能ですでしょうか。</p> <p>7. 一般船舶入港に伴いグラブ浚渫船に退避や拘束等が生じた場合は、変更協議は可能ですでしょうか。</p> <p>8. 汚濁防止膜の品質：引っ張り強さが不明確です。ご教示願います。</p> <p>9. 市場環境の変動に伴う価格の変更協議は可能ですでしょうか。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--

回答)

- 1.週休二日の補正適用はありません。
- 2.攪拌混合のセメントは、物価本(積算資料令和8年4月号)の「普通ポルトランド フレコン(1t袋)」を採用しています。
- 3.「単12号 浚渫土除塵」の諸雑費率は0.5%で、対象項目はバックホウ、散水車、普通作業員となっております。
- 4.諸経費対象外項目は、塵芥処分費(混合廃棄物)、使用済みフレコン処分費(廃プラ)です。
- 5.産廃処分費について、実際と異なる場合は変更協議できます。
- 6.船団構成に変更(グラブ浚渫船0.5m3が県内に在港しない)が生じた場合は、変更協議できます。
- 7.当該地は泊地でありセメント船以外の停泊は無いと考えております。那覇港管理組合の都合により、それ以外の船舶が入港及び停泊に伴う退避や拘束が生じた場合は、変更協議できます。
- 8.汚濁防止膜のカーテン生地引張強さは、「1,000N/3cm以上2,000N/3cm未満」です。
- 9.市場環境の変動に伴う価格の変更協議については、単品スライド条項を適用します。